

[判例研究]

海外旅行傷害保険における同伴者による
被保険者の故殺と免責条項の適用

日 野 一 成

■アブストラクト

本件は、海外旅行傷害保険の被保険者の死亡が、旅行同行者の故殺であり、当該同行者は、当該保険事故が発生した保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあったため、傷害死亡保険金に関する免責条項の趣旨である公益や信義誠実の原則に照らし、保険金受取人らの行為と同一のものとすることができるか否かについて争われた。

第一審は保険者の免責を認めたが、控訴審では、保険者に対し、1億円と遅延損害金の支払いを命じた。

本件の原告は、契約者・被保険者相続人の両親であるが、故殺が保険金受領利益を直接享受し得る立場にある第三者による場合、傷害死亡保険金が免責されるのかという問題であり、控訴審判決の妥当性について考察したい。

●キーワード

海外旅行傷害保険、被保険者の故殺、免責条項

目次

1. はじめに
2. 両審が引用する先行判例について
3. 旅行同行者による被保険者の故殺が保険金受取人らの行為と同一のものと評価することの可否
4. おわりに

1. はじめに

海外旅行保険は、旅行行程中における傷害事故や賠償責任事故、携行品損害事故等を補償するセット保険であるが、本件保険事故は傷害事故が対象であり、傷害保険約款2条6号及び特約条項1条1項により、被保険者が、旅行行程中の「急激かつ偶然な外来の事故」により「身体の傷害」を負い、「その直接の結果として、傷害の原因となった事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき」に当該保険会社が保険金受取人に傷害死亡保険金を支払うものと規定されている。

当該約款2条6号にいう「偶然」とは、事故が保険契約者及び被保険者、保険金受取人（以下、「被保険者等」という）にとって予見し得なかった原因によること、すなわち被保険者等の故意によらないことを意味していると考えられている。一方、特約条項4条1項では、被保険者等の故意による場合、保険会社が傷害死亡保険金の支払を免れるとの規定がある。

最判平成13年4月20日判時1751号171頁は、法人の代表者を被保険者とする傷害保険契約に関する死亡保険金4億5000万円の請求事案に対し、自殺か事故かについて争われた死亡保険金請求事件について、「本件各約款に基づき、保険者に対して死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶然な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である」と判示し、原告（保険金請求者）の請求を斥けた。その理由として、「発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである」として、傷害保険事故におけるモラルリスク排除の論理を明示し、保険事故の偶然性の立証責任を保険金請求者が負うと判示した¹。

¹ 岡田豊基「現代保険法」（中央経済社、2012年）406頁参照。岡田は、傷害保険約款に被保険者の故意免責の規定があることから、事故が偶然でないことの主張立証責任は

本稿で検討する裁判例では、第一審（岐阜地判平成23年3月23日判時2110号131頁）は、最一判平成14年10月3日民集56巻8号1706頁²（以下、「最判平成14年」という）を引用し³、特約条項4条1項が「保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含むと解すべきであるとし、第三者の故意により被保険者が死亡したときには、当該第三者と保険契約者又は保険金受取人との経済的利害の共通性ないし当該第三者が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該第三者が保険金の受領による

被保険者が負担すべきであると主張している。潘阿憲『保険法概説』（中央経済社、2012年）296頁参照。これに対し、潘は、偶然性を含めた傷害事故の概念規定と故意免責は矛盾するものではなく、本判決は約款の規定に即した妥当なものとする。

² 最高裁判所裁判集民事208号79頁、裁判所時報1325号4頁、判例時報1804号122頁、判例タイムズ1109号139頁、金融・商事判例1166号17頁、生命保険判例集14巻632頁。

³ 評釈として、石田清彦「第三者の故意による保険事故招致と保険者の免責」月刊法学教室272号114頁、石原全「会社が保険契約者兼保険金受取人となっている生命保険における取締役の故意の事故招致」ジュリスト臨時増刊1246号・103頁、岡田豊喜「生命保険契約における法人による被保険者故殺免責」生命保険論集157号・109頁、後藤元「法人の取締役による被保険者故殺と保険者免責の可否—法人を保険契約者兼保険金受取人とする生命保険契約の被保険者を、当該法人の取締役が、個人的動機により殺害し、その直後に自殺した場合」法学協会雑誌121巻2号286頁、樺素寛「法人の取締役による被保険者故殺と保険者免責の可否」旬刊商事法務1802号45頁、竹瀝修「代表権のない取締役による被保険者故殺と有限会社の生命保険金請求」判例時報1831号200頁、高部真規子「1 生命保険契約の被保険者を故意に死亡させた第三者の行為が保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価される場合に於ける保険者の免責 2 保険契約者兼保険金受取人が会社である生命保険契約の被保険者を当該会社の取締役が故意に死亡させた場合に保険者が免責されないとされた事例」法曹時報56巻12号168頁、藤田勝利「保険契約者兼保険金受取人が会社である生命保険契約において当該会社の取締役による被保険者故殺があった場合が免責されないとされた事例」私法判例リマックス [28] (2004 [上] [平成15年度判例評論]) (法律時報別冊) 114頁、藤田友敬「保険契約者兼保険金受取人たる会社の取締役による被保険者故殺」別冊ジュリスト No.202・170頁、山下典孝「生命保険契約における法人による保険事故招致免責の可否—最一判平成14年10月3日判タ1109号139頁—」判例タイムズ1115号77頁など参照。

利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当するというべきである」と判示した。

これに対し、控訴審(名古屋高判平成24年3月23日 D1-Law.com 判例体系)でも、最判平成14年を引用し、「当該同行者の行為等は被保険者が同契約の締結についての意思決定をするに当たり、同人の動機となったことがうかがわれるにすぎず、同人の意思決定の自由を妨げるほどのものであったとは、認められない」として、保険金請求者らに対し、各5000万円と遅延損害金の支払いを認めた。さらに上告審(最決平成24年8月29日 D1-Law.com 判例体系)では、上告棄却・不受理と決定され、控訴審判決が確定した。

本件の原告は、被保険者の両親(相続人)であり、第三者の故意により被保険者が死亡し、当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にある場合に、傷害死亡保険金が免責されるのかという問題であるが、第一審判決を否定した控訴審判決の妥当性について、まずは両審が引用する先行判例を確認したうえで考察したい。

2. 両審が引用する先行判例について

本件において、第一審及び控訴審がその判断において引用する最判平成14年が認められるが、その解釈をめぐって、判断が異なっており、同判例について、概観しておきたい。

(1) 最判平成14年の事案概要

X(土木建築会社)とY(生命保険会社)は、被保険者をA(Xの代表取締役)、保険金受取人をXとする集団扱定期保険契約(以下「本件保険契約」という)を締結した。本件保険契約には、被保険者が、保険契約者又は保険金受取人の故意により死亡した場合には、Yは死亡保険金を支払わない旨の免責条項(以下「本件免責条項」という)があった。

Aの妻であるBは、Aの女性関係に悩んでいたが、平成9年9月16日深夜から翌17日未明にかけて、自宅において、故意にAの頭部を殴打し、Aは、頭部打撲による脳挫傷で死亡した（以下「本件事故」という）。なお、Bは、Aを死亡させた直後に自殺した⁴。

Xは、Aが一代で築き上げた、公共工事を中心とする土木建築業を行う会社であり、本件事故当時は有限会社であった⁵。Xは、設立から本件事故当時まで順調に売上げを伸ばし、本件事故直前の年間売上高は、3億3000万円前後であり、従業員は、関連会社を含め、20名から30名程度であった。

Xの取締役は、本件事故当時、A、B、C（A Bの長男）及びAの弟Dの4名であった。本件事故当時、Aは、Xの代表取締役であり、いわばワンマン経営者として、主要な業務のほとんどを支配していた。Bは、Xの請負工事の受注や工事の施工には関与しなかったが、主として従業員の給与計算や社会保険関係の事務を担当し、その役割は、Aが会社を運営していく上で必要な業務の補助的性質のものであり、経営者としての立場で業務に関与してはいなかった。Cは、名目上、関連会社の代表取締役に従事していたが、A、Bの死亡に伴い、Xの代表取締役に就任した。

Xにおける平成8年度の役員報酬の年額は、Aが1140万円、Bが660万円、Cが266万円、Dが564万円であった。本件事故当時のXの資本の総額は1500万円であり、各人の出資額はAが820万円、B及びDが各160万円、Cが100万円等であった。

争点は、Xが本件保険契約に基づき災害死亡保険金の支払を請求したのに対し、Yは、Xの取締役であったBがAを故意により死亡させたことをもって、本件免責条項に該当すると主張したが、第一審および控訴審とも、以下

⁴ 福岡高裁は、BがAを故意に死亡させたかという争点について、BはAの頭部を殴打して死亡させた後、Aの遺体に灯油をかけて火を放ち、自らも灯油をかぶって焼身自殺を図ったものの、結果としては急性一酸化中毒により死亡したものと推認することができ、この認定に反する証拠はないとしている。

⁵ 本件事件後、株式会社に組織変更している。

の理由でXの請求を認容した。

すなわち、本件免責条項に該当するには、

- ①取締役が会社を実質的に支配している場合、
- ②保険事故によって取締役が直ちに会社を実質的に支配し得る場合、
- ③保険金の請求、受領、管理やこれを処分する権限を有する地位に立つなど保険金の受領による利益を直接享受し得る場合のいずれかに該当するなど、免責条項の趣旨から見て取締役の行為を会社の行為と評価することができるような場合、

であることを要する、としたうえで、本件においては、取締役であったBがXを実質的に支配し若しくは事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場にはなく、Bが保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったともいえないから、本件免責条項に該当しない、と判示した。

Yから上告受理申立てがあり、上告受理。

(2) 判旨 上告棄却(反対意見あり)

理由 上告代理人の上告受理申立て理由について

①原審が適法に確定した事実関係の概要等は、基本的に上述記載通りである。

②本件は、被上告人が本件保険契約に基づき災害死亡保険金の支払を請求する事案である。上告人は、被上告人の取締役であったBがAを故意により死亡させたことをもって、本件免責条項に該当すると主張する。

③本件免責条項は、商法680条1項2号本文及び3号の規定と同旨のものであるところ、いずれもその趣旨は、生命保険契約において、保険契約者又は保険金受取人が殺人という犯罪行為によって故意に保険事故を招致したときにも保険金を入手できるとすることは、公益に反し、信義誠実の原則にも反するものであるから、保険金の支払を制限すべきであるというところにある(最高裁昭和41年(オ)第933号同42年1月31日第三小法廷判決・民集21巻1号77頁参照)。

本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含むと解すべきである。

したがって、保険契約者又は保険金受取人が会社である場合において、取締役の故意により被保険者が死亡したときには、会社の規模や構成、保険事故の発生時における当該取締役の会社における地位や影響力、当該取締役と会社との経済的利害の共通性ないし当該取締役が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該取締役が会社を実質的に支配し若しくは事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場にあり、又は当該取締役が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該取締役の故意による保険事故の招致をもって会社の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当するというべきである。

これを本件についてみるに、被上告人が、年間売上高が3億3000万円前後、従業員数が関連会社を含め20名から30名程度の有限会社であること、Aが被上告人の業務のほとんどを支配しており、Bは、代表権のない取締役であり、主として従業員の給与計算や社会保険関係の事務を担当していたものの、その役割はAが被上告人を運営していく上で必要な業務の補助的性質のものであり、Bが経営者としての立場で被上告人の業務に関与してはいなかったこと、BがAの女性関係について悩んでおり、Aを死亡させた直後に自殺していることなど上記事実関係の下においては、Bが被上告人を実質的に支配し又は事故後直ちに被上告人を実質的に支配し得る立場にあったということはできず、また、Bが保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったということもできず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、Bが個人的動機によって故意にAを死亡させた行為をもって被上告人の行為と同一のものと評価することができる場合には当たらないというべ

きである。

なお、Bが資金調達面の事務に関与するため、金庫の鍵を所持し、取引銀行と交渉するなどの役割を果たしていたことや、役員報酬の年額がAに次ぐものであったことなどの事実を考慮しても、Bの行為をもって被上告人の行為と同一のものと評価することができる場合に当たるといえることはできない。

そうすると、本件免責条項に該当しないとして、被上告人の保険金請求を認容すべきものとした原審の認定判断は、正当として是認することができる。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。よって、裁判官深澤武久の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(3) 深澤武久裁判官の反対意見

私は、取締役が故意に保険事故を招致した場合に、取締役の当該行為をもって会社の行為と同一のものと評価することができるときは、本件免責条項に該当するとの法廷意見の基準に賛成するが、本件事案においては、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、Bが故意にAを死亡させた場合をもって被上告人の行為と同一のものと評価することができる場合には当たらないとする法廷意見に賛同することはできない。

その理由は次のとおりである。

①本件免責条項の趣旨は、保険契約者、保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合に、保険金の請求を認めることは、公益及び信義誠実の原則に反し、保険事故の偶然性の要求にも合わないところにある。同族会社の取締役が被保険者である代表者を故意に死亡させた場合の免責条項該当性については、公益、信義誠実の原則及び保険事故の偶然性の要求を重視して判断されなければならない。

②法廷意見の示す基準を公益、信義誠実の原則に照らし、保険事故の偶然

性の要求を考慮して本件にあてはめた場合、BがAを故意に死亡させた行為を被上告人の行為と同一のものと評価することができ、本件免責条項に該当するというべきである。

③法廷意見が摘示する原審の確定した事実関係によれば、被上告人は、出資金1500万円（本件事故当時）、年間売上金3億3000万円程度の、Aが一代で築いたワンマン経営の有限会社で、Bは代表権のない取締役であった。このような規模の被上告人において、Bの平成8年度の役員報酬の年額は、Aに次ぐもので、他の取締役の報酬を超えるものであったこと、Bが被上告人の金庫の鍵を所持し、借入れについて取引銀行と交渉し、手形を振り出すなど資金調達面を担当し、決算の際にはAと税理士事務所に同道していた。このようなことからすれば、Bの立場、役割は、被上告人の業務の補助的性質にとどまるものではなく、Bと被上告人は、経済的利益の共通性があり、Bが保険金を管理する権限を有しており、また、保険金受領による利益を直接享受し得る立場にあったものというべきものである。

④さらに、Bは、被上告人の業務に関して、法廷意見の指摘するところに加えて、従業員等に歳暮を送ったり、自宅でもてなしをしたり、飲食費を肩代わりしたほか、従業員がAに叱責された時に間をとつなど気配りが行き届き、明朗な性格とあいまって、従業員からの信頼が厚かったことが、原審において確定されている。取締役である長男Cは、他の会社の代表者をしており、被上告人の業務に関与していなかった。また、A死亡により、被上告人の資本の総額におけるBの持分は、仮に法定相続分に従って相続したとすると、570万円となり、38%と社員の中で最も多い出資割合になることなどに照らすと、Bは、事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場にあったものと評価することができる（Bは、A殺害後、自殺しているが、保険金受取人が被保険者を殺害し、その直後に自殺を遂げ、殺害当時保険金取得の意図を有しなかったときでも、保険者は、保険金支払の責を免れることは、当審判例の示すところである。前掲最高裁昭和41年（オ）第933号同42年1月31日第三小法廷判決参照）。

⑤上記のとおり、保険金受取人である被上告人の取締役であるBが代表者であるAを死亡させた本件において、BがAの女性関係について悩み、Aを死亡させた直後に自殺しており、その行為が個人的動機によるものであることを考慮しても、Bの行為は被上告人の行為と同一のものと評価することができる。被上告人の保険金請求権を認めることは、公益及び信義誠実の原則に反し、保険事故の偶然性の要求に適合しないものである。したがって、これを認容した原判決を破棄して被上告人の請求を棄却すべきである。

(4) コメント

商法680条1項は、保険者の免責事由として、同項2号において「保険金額を受け取るべき者が故意にて被保険者を死に致したるとき」、同項3号において「保険契約者が故意にて被保険者を死に致したるとき」と規定されているが、本件免責条項は、これらの規定と同旨である。

高部眞規子前最高裁調査官によれば、本判決の判断要素となる事実関係について、

①会社の規模や構成について、Xが、年間売上高が3億3000万円前後、従業員数が関連会社を含め20名から30名程度の有限会社であること。

②保険事故の発生時における当該取締役の会社における地位や影響力について、AがXの業務をほとんど支配しており、Bは代表権のない取締役であり、主として従業員の給与計算や社会保険関係の事務を担当していたものの、その役割はAがXを運営していく上で必要な業務の補助的性質のものであり、Bが経営者としての立場でXの業務に関与していなかったこと。

③当該取締役と会社との経済的利害の共通性ないし当該取締役が保険金を管理又は処分する権限の有無について、Bが資金調達面の業務に関与するため、役員報酬の年額がAに次ぐものであったこと。

④行為の動機について、BがAの女性関係について悩んでおり、Aを死亡

させた直後に自殺⁶していること。

とし、上記の事実関係を総合して、

(a) BがXを実質的に支配し又は事故後直ちにXを実質的に支配しうる立場にあったということはできず、

(b) Bが保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあったということもできず、

公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、Bの個人動機によって故意にAを死亡させた行為をもってXの行為と同一のものと評価できる場合には当たらないと判断したものである、としている⁷。

これに対し、深澤武久裁判官の反対意見は、前述のとおりであるが、要点は、

①同族会社の取締役が被保険者である代表者を故意に死亡させた場合の免責条項該当性については、公益、信義誠実の原則及び保険事故の偶然性の要求を重視して判断されなければならない。

②BがAを故意に死亡させた行為を被上告人の行為と同一のものと評価することができ、本件免責条項に該当するというべきである。

③Bの立場、役割は、被上告人の業務の補助的性質にとどまるものではなく、Bと被上告人は、経済的利益の共通性があり、Bが保険金を管理する権限を有しており、また、保険金受領による利益を直接享受し得る立場にあったものというべきものである。

④A死亡により、被上告人の資本の総額におけるBの持分は、仮に法定相続分に従って相続したとすると、570万円となり、38%と社員の中で最も多い出資割合になることなどに照らすと、Bは、事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場にあったものと評価することができる。

⁶ 訴訟上の事実認定によれば、BはAを殺害後、放火し別室で一酸化炭素中毒で死亡しており、自殺する前に同中毒で死亡に至った可能性が高いと考えられる。

⁷ 高部・前掲注3・184-185頁参照。本件調査官であった高部は判断理由を断定的に述べており、そのような判断が行われたことがうかがえる。

筆者は、岡田豊基教授が詳細に6分類し⁸第5説にあたる深澤裁判官の反対意見に賛成である⁹。すなわち、最三判昭和42年1月31日民集21巻1号77

⁸ 岡田・前掲注3・123-124頁参照。第1説として、法人の機関構成員のような法人と法的・経済的に密接な関係にある者が、保険事故を招致した場合には、動機を問題とし、その者が法人に保険金を取得させる目的を有しなかった場合には、保険者は免責されないと解する。(大森忠雄「被保険者の保険事故招致」『保険契約の法的構造』(有斐閣、1952年)275頁、窪田宏「法人の専務理事の放火と事故招致」別冊ジュリストNo.55・33頁)第2説は、法人の機関構成員であるか否かを問わず、法人に代わって保険の目的物を事実上管理する地位にある者の悪意・重過失を法人のそれとみる。(坂口光男「保険事故の招致」『保険契約法の基本問題』(文真堂、1996年)65頁。黒沼悦郎「法人の専務理事の放火と事故招致」別冊ジュリストNo.121・25頁、石田満「免責条項にいう『法人の業務を執行するその他の機関』損害保険研究61巻2号224頁)第3説は、法人格否認の法理を適用し、個人がその事実を形式上法人組織とした場合(ことに一人会社)、その法人と個人とが実質的に同一人であって法人格は単なる仮想にすぎないとして、同一化する。(矢作健太郎「生命保険における保険者免責」塩崎勲編『現代裁判法大系25生命保険・損害保険』(新日本法規、1997年)160頁、西島梅治「生命保険契約法の変容とその考察」(保険毎日新聞社、2001年)402頁、岡田豊基・文献事例研レポ155号6頁)第4説は、殺害行為が法人による行為であると評価できるか否かではなく、殺害行為者が保険金の受領による利得を享受しうる地位にあるか否か、つまり、実質的な保険金受取人(経済的保険金受取人)と評価できるか否かに基づいて保険者の免責を認める。(竹濱修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(二・完)」立命館法学171号103頁、遠山聡・保険事例研レポ170号10頁)第5説は、商法680条1項2号・3号または免責条項の趣旨である公益性および信義誠実の原則を考慮して、法人の機関の故意による保険事故招致を保険契約者等である法人の行為と同一のものとして評価できる場合を含むとする。第6説は、法人による被保険者故殺が免責に該当するか否かを検討する場合には、商法680条や免責条項に定められた被保険者故殺の趣旨の他に、法人の機関である取締役について保険契約に関する業務執行権限の視点で考えるべきであると解する(中西正明「生命保険契約の法人契約と事故招致免責」大阪学院大学法学研究30巻1・2号20頁)。

⁹ 山下・前掲注3・79頁参照。山下は、判旨多数意見に反対し、反対意見の結論を支持している。その理由は、本件多数意見は、故殺者の動機を余りにも重視したものと解することができ、独自の見解として上告を棄却した多数意見の方が、独自の見解であり、反対意見の方が従来の学説及び裁判例との整合性が取れているのではないかとしている。榊・前掲注3・51頁参照。榊は、原審の事実認定を前提とする限り、免責を否定した法廷意見のほうが反対意見に比して説得力があるものとする。としている。

頁¹⁰（以下、「最判昭和42年」という）は、「商法680条1項2号、2項は、保険金額を受け取るべき者が故意に被保険者を死に致したときは、保険者は保険金額を支払う責に任せず、ただ積立保険料を保険契約者に払い戻すことを要すると規定している。同条の立法理由は、被保険者を殺害した者が保険金額を入手することは、公益上好ましくないし、信義誠実の原則にも反し、保険の特性である保険事故の偶然性の要求にも合わないところにあると考えられる。したがって、保険金受取人が被保険者を殺害し、その直後に自分も自殺を遂げた本件の場合のように、殺害当時殺害者に保険金取得の意図がなかったときにも、前記法条の適用があり、保険者は保険金額支払の責を免れると解するのが相当である」と判示しており、公益及び信義誠実の原則が強く求められるものと考えられる。

この点、論点は、Bが保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあったか否かということになるが、法廷意見は否定し、深澤反対意見は肯定しているということである。

深澤反対意見にもあるように、被上告人は、出資金1500万円（本件事故当時）、年間売上金3億3000万円程度の、Aが一代で築いたワンマン経営の有限会社である。しかし、設立当時、被上告人で働いていたのはA及びBを含め4名であり、自宅兼事務所の敷地はBの実母の所有であり、Bは現場での作業にも従事していた。

A及びB以外の役員はABの長男であるCとAの弟であるDであった。被上告人の資本の総額におけるBの持分は、仮に法定相続分に従って相続したとすると、38%と社員の中で最も多い出資割合になることから、Bを凌駕す

¹⁰ 評釈として、家田崇「保険金受取人による被保険者自殺」別冊ジュリスト No.202・168頁、大澤康孝「保険金受取人による被保険者の殺害」別冊ジュリスト No.97・152頁、鴻常夫「保険金受取人による被保険者の殺害」別冊ジュリスト No.55・108頁、後藤巖「殺害者に保険金取得の意思のない場合と商法680条1項2号の適用」八幡大学論集19巻4号69頁、中西正明「殺害者に保険金取得の意思のない場合と商法680条1項2号の適用」民商法雑誌57巻2号90頁、西島梅治「殺害者に保険金取得の意思のない場合と商法680条1項2号の適用」ジュリスト No.398・357頁など参照。

るような取締役はいない。また、他の取締役のうち、2名中1名のCはBの長男であり、関連会社の代表取締役であることから、BとC及びの他の子の相続分を合わせた持ち分は、少なくとも72%を超えており、A亡き後の被上告人におけるトップは、Bであった可能性が高いものであり¹¹、法廷意見は、Bを過小評価するものということができるのではないだろうか。

すなわち、最判昭和42年の判旨より、同族会社の取締役が被保険者である代表者を故意に死亡させた場合の免責条項該当性については、公益及び信義誠実の原則を重視して判断されなければならないとし、殺害当時殺害者に保険金取得の意図がなかつたときにも、保険者が保険金額支払の責を免れるのが相当としている。一方、法廷見解はBの行為の動機について総合考慮にいられており¹²、最判昭和42年の判旨に抵触している可能性がある。

本判決は、第三者による保険事故招致について判断したものであるが、法人契約の場合の免責条項該当性の判断要素を挙げており¹³、個別事案の今後の判断に有益であり、参考となる事案である。これを個人の場合にも展開できるか否かが問題となると考えられるが、個人の場合でも、公益及び信義誠実の原則から判断すべきなのではないだろうか。

¹¹ 榎・前掲注3・51頁参照。榎は、法定相続分に従った相続をしたという過程に基づく持ち分の検討は潜在的な利得を基礎づける可能性のある事情であるとはいえ、38%という比率では、会社自体の利益に比して相対的に利益は低い水準であり、別人格の会社に保険金を支払わせないことを正当化するほどの利益ではない、としている。しかし、実際に、本件事故後の被上告人の代表者は、持ち分比率が6.7%のCが就任しており、Aの弟のDの持ち分比率は10.7%であることから、Bが代表者になる可能性は高かった可能性が高いものと考えられる。

¹² 高部・前掲注3・185頁参照。

¹³ 山下友信『保険法』（有斐閣、2010年）471頁脚注59参照。山下は、同判例は最判昭和42年が保険事故の偶然性に合わないことをあげていたが、保険事故の偶然性は保険契約成立時における将来に向かっての保険事故の不確実性を意味するものであり、具体的保険事故が故意によるものか否かとは無関係であるという批判が学説では一般的であり、この点でもはや免責の趣旨としてはあげていない。としている。

3. 旅行同行者による被保険者の故殺が保険金受取人らの行為と同一のものと評価することの可否（名古屋高判平成24年3月23日 D1-Law.com 判例体系）

第一審の原告は被保険者の相続人である両親であるが、保険金受領による利益を直接享受し得る立場にある第三者が被保険者を殺害した場合に、傷害死亡保険金が免責されるのかという問題について、第一審判決は免責を認めたが、これを否定した控訴審判決の妥当性について考察したい。

(1) 事案の概要

本件は、平成18年6月27日に海外旅行傷害保険の被保険者A（以下、「A」という）がサイパン島のビーチで溺死した事案について、保険者が当該旅行同行者B及びC（以下、それぞれ「B」および「C」という）の2名による故意による殺人であり、当該同行者は、本件保険事故が発生した保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあったため、傷害死亡保険金に関する免責条項の趣旨である公益や信義誠実の原則に照らし、保険金受取人らの行為と同一のものと評価することができるとして、保険会社が免責を主張。これを不服として、被保険者の両親（以下、「原告ら」という）が各5000万円の保険金請求訴訟を提起したものである。

第一審は、B及びCが個人的動機によって故意にAを死亡させたものと推認されるところ、当該行為は原告らの行為と同一のものと評価することができるから、上記契約において保険金の支払を免責されるとされている事由に該当すると判断し、被告保険会社の主張に係る抗弁を認めて、原告らの請求をいずれも棄却した¹⁴。

¹⁴ 第一審の判旨：本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含むと解すべきである（最高裁平成14年10月3日第一小法廷判決参照）。したがって、第三者の故意により被保険

原告らは、これを不服として控訴した。

(2) 判旨 原判決中、控訴人らの請求に係る部分を取り消し、被控訴人は、控訴人 X_1 および X_2 に対し各5000万円を限度に認容。

(i) 抗弁①(故意免責)について

抗弁①アについて

本件免責条項の内容については、当事者間に争いが無い。

抗弁①イについて

ア 本件免責条項該当性の判断のあり方について

(ア) 本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含むと解すべきである(最高裁判平成14年10月3日第一小法廷判決・民集56巻8号1706頁参照)。しかしながら、本件は、本件保険契約の保険契約者及び

者が死亡したときには、当該第三者と保険契約者又は保険金受取人との経済的利害の共通性ないし当該第三者が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当するというべきである。これを本件についてみるに、Bが本件保険の保険料のすべてを支払っていること、B及びC両名が、原告らの子であるAを通じて本件保険金を原告らから支出させることを企図して、これにより利益を得る目的でAに本件保険契約を締結させ、Aの殺人を目論んだこと、Bは、本件保険契約前から、配偶者(原告の長女)を通じて、原告 X_1 から事業資金等の援助を受けていたことからすると、B及びCは、本件保険事故が発生した保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったことができ、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、B及びCが個人的動機によって故意にAを死亡させた行為をもって原告らの行為と同一のものと評価することができる場合に当たるといえる。そうすると、被告は、本件免責条項により本件保険金の支払を免責されるというべきである。

死亡保険金受取人がいずれも自然人である事案であって、観念的存在にすぎず、現実には事故招致をなし得るものではない法人が保険契約者兼保険金受取人であった上記最高裁判決の事案とは異なることに留意しなければならない。

すなわち、保険契約者又は保険金受取人が意思能力・行為能力に瑕疵や制限のない自然人である場合は、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価するためには、当該保険契約者又は保険金受取人が、当該第三者と共謀し、あるいは、当該第三者を教唆ないし幫助したことにより、当該第三者が当該保険事故を招致したなど、当該保険契約者又は保険金受取人が、遅くとも当該保険事故の時点までに、当該保険事故を招致することにつき、当該第三者と意を通じていた事実が存在することが必要というべきである。そして、当該第三者が誰であるか、どのような方法ないし態様で当該保険事故を招致したのか、当該第三者と当該保険契約者又は保険金受取人が、いつ、どのようにして意を通じていたのかなど、具体的な事実関係の詳細が立証される必要があるとまではいえないとしても、少なくとも、当該保険契約者又は保険金受取人の意思に基づいて、当該保険事故が招致されたものと推認することが合理的であると認められる程度の立証がされる必要があるというべきである。

そこで、以下、本件保険事故が、本件保険契約の保険契約者であるA又は死亡保険金受取人である控訴人らの意思に基づいて、招致されたものであるか否かについて、検討する。

(イ) この点、被控訴人は、本件保険事故が保険契約者かつ実質保険金受取人であるB及びCの故意によって招致されたものであるから、本件免責条項に該当する旨主張する。

しかし、前記（補正後の原判決書記載）のとおり、本件保険契約における保険契約者は、形式的にも、実質的にも、Aであって、B及びCではないし、同契約における死亡保険金受取人がAの法定相続人、すなわち、控訴人らであることも、一義的に明確である。本件免責条項を含む本件特約条項や本件約款の条項を検討しても、被控訴人の主張に係る「実質保険金受取人」につ

いて定めた規定は見当たらず、被控訴人の上記主張は、本件免責条項該当性に関する主張としては、当を得たものとはいえないが、本件全証拠によっても、本件保険事故の時点までに、控訴人らが死亡保険金を受領することになった場合は、これをB及びCが取得することができることが確実にとなっていたと認めるには足りない(すなわち、死亡保険金請求権を譲渡する合意があったとか、その他B及びCが受領権限や取得する権利を得ていたとの事実を認めるに足りる証拠がないのは勿論、控訴人らが死亡保険金を受領することになったとしても、これをB及びCが取得することができるか否かは、専ら控訴人らの任意の意思に係るものであったことを左右するような事実関係を認めるに足りる証拠はない。なお、被控訴人は、Bが、本件保険事故より前から十六銀行口座を事実上管理・支配していた旨主張するが、控訴人らが死亡保険金を受け取ることになった場合に、同保険金が同口座に入金されることが確実にとなっていたと認めるに足りる証拠はないから、仮に、同口座がBの管理・支配下にあったとしても、上記認定判断が左右されるものではない。)から、B及びCが被控訴人の主張に係る「実質保険金受取人」であるということもできない(仮に、本件保険事故後、控訴人らがB及びCに協力する態度をとったことがあったとしても、そのことによって、控訴人らが死亡保険金受取人でなくなるものではなく、したがって、事後的に、B及びCが被控訴人の主張に係る「実質保険金受取人」となったとみることもできない)。したがって、抗弁(1)は理由がない。

(ii) 抗弁②(危険著増による保険契約失効)について

被控訴人は、本件保険契約は、実質的にみて、保険契約者の責めに帰すべき事由により著しく危険が増大したものであり、改正前商法656条により本件保険契約は失効した旨主張する。しかし、前記のとおり、本件保険契約の保険契約者は、形式的にも、実質的にもAであって、B及びCであるとはいえない。また、前記の認定事実によれば、Aは、本件保険事故当時、22歳であったのであるから、泳ぎが得意でなかったことを踏まえても、人気のないMで、ライフジャケットや浮き輪を身につけることなく、長時間、B及びC

の目の届かない状態にいたというだけで、事故発生の危険性が極めて高い状態に置かれたと認めることは、困難である。したがって、抗弁（2）は理由がない

（iii）抗弁③（公序良俗違反）について

被控訴人は、本件保険契約は、保険金不正取得の目的をもって締結されたものであり、公序良俗に違反し無効である旨主張する。しかし、前記のとおり、B及びCの行為等は、本件保険契約の締結に係るAの意思決定の自由を妨げるほどのものであったとは認められないし、前記で検討したところによれば、本件保険事故が本件保険契約の保険契約者であるAの意思に基づいて招致されたものとは認められないのであるから、同契約の締結の時点において、保険契約者である同人に保険金不正取得の目的があったということではできない。また、前記で検討したところによれば、本件保険事故が死亡保険金受取人である控訴人らの意思に基づいて招致されたものとは認められないのであるから、同契約の締結の時点において、死亡保険金受取人である控訴人らに保険金不正取得の目的があったということもできない。また、前記説示のとおり、控訴人らが死亡保険金を受領することになったとしても、これをB及びCが取得することができるか否かは、専ら控訴人らの任意の意思に係るものであったというほかはなく、B及びCがこれを取得することが確実であったとはいえない。

そうすると、仮に、本件保険契約の締結の時点において、B及びCに保険金不正取得の目的があったとしても、そのことを理由として、本件保険契約が公序良俗に違反し無効であると認めることは、困難であるというほかはない。したがって、抗弁③は理由がない。

（3）コメント

第一審は、B及びCが個人的動機によって故意にAを死亡させたものと推認し、当該行為を原告らの行為と同一のものと評価し、保険金支払免責の事由に該当すると認定判断し、被告保険会社の抗弁を認めて、原告らの請求を

棄却したものである¹⁵。これに対し、控訴審は、第一審の判断を否定し、控訴人らの請求を認容したものである¹⁶。

両審は、ともに最判平成14年を引用し、その判断の根拠にしている。免責条項について、「保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含むと解すべきである」とする¹⁷。

この解釈について、第一審は、「第三者の故意により被保険者が死亡したときには、当該第三者と保険契約者又は保険金受取人との経済的利害の共通性ないし当該第三者が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当するというべきである」とする。

これに対し、控訴審は、「本件は、本件保険契約の保険契約者及び死亡保険金受取人がいずれも自然人である事案であって、観念的存在にすぎず、現実に事故招致をなし得るものではない法人が保険契約者兼保険金受取人で

¹⁵ 地判の判例研究として、深澤泰弘「海外旅行保険の加入者を故意に死亡させた同行者の行為を保険金受取人の行為と同一のものと評価し、免責条項を適用した事例」損害保険研究第73巻第4号249頁、遠山聡「海外旅行傷害保険契約における第三者の被保険者故殺」ジュリスト(2014年5月)116頁、小川聖史「旅行同行者による海外旅行の加入者の故殺と故意免責条項の適用」共済と保険54巻6号32頁など。

¹⁶ 高判の判例研究として、林賢一「第三者の故意による保険事故招致と免責条項の適用：同伴者による海外旅行傷害保険の被保険者の故殺」法律のひろば(ぎょうせい編)66巻10号64頁参照。

¹⁷ 小川・前掲注15・105頁参照。小川は、本判決が最判平成14年とほぼ同様の評価基準及び例示をあげているとし、法人の事故招致に関する同判例の水塊基準を、保険金受取人が自然人である本件にそのまま適用している点について疑問を呈している。

あった上記最高裁判決の事案とは異なることに留意しなければならない」としたうえで、「保険契約者又は保険金受取人が意思能力・行為能力に瑕疵や制限のない自然人である場合は、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価するためには、当該保険契約者又は保険金受取人が、当該第三者と共謀し、あるいは、当該第三者を教唆ないし幫助したことにより、当該第三者が当該保険事故を招致したなど、当該保険契約者又は保険金受取人が、遅くとも当該保険事故の時点までに、当該保険事故を招致することにつき、当該第三者と意を通じていた事実が存在することが必要というべきである」としている。

すなわち、控訴審は、最判平成14年が判示する、「第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合」について、法人ではなく個人の保険契約者又は保険金受取人においては、「当該第三者との共謀」や「当該第三者を教唆ないし幫助による当該第三者の当該保険事故招致」が必要との判断を示したものである¹⁸。すなわち、この控訴審の判断は、最判平成14年の法人に対する判断を個人の場合に発展させた解釈と考えられる。

この点、第一審の判断を考慮した場合、B及びCの故意による保険事故の招致について、少なくとも保険金受取人であるX₂（Aの母親）の行為と同一のものと評価することは困難であると考えられることから¹⁹、モラルリス

¹⁸ 遠山・前掲注15・119頁。遠山は、自然人が保険契約者である場合には、保険契約者による故殺免責規定の根拠とされる信義則違反性は、保険契約者の意思や行為の態様こそが基準となるべきであり、不当な契約目的の達成（榊素寛「故殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」江頭還暦・企業法の理論（下）346頁）という反公益性を考慮するにしても殺害行為者の計画に保険契約者が無関係であり、かつ契約自体も瑕疵のない意思表示によって成立している以上、Bらの不当目的から直ちに保険会社の免責を導くことは困難である、としている。

¹⁹ 深澤・前掲注15・261頁参照。深澤は、X₁が保険金を受領することにより、その利益をBが直接享受し得る立場にあったと判断したことに異論はないとするが、もう一人の保険金受取人X₂やもう一人の第三者であるCについても、当然に同様の判断が下されることに対し、疑問を呈している。

クの排除²⁰を更に前面に打ち出した主張が必要であったかもしれない²¹。

したがって、モラルリスクを排除しない控訴審の判旨にも賛成しがたいが、約款に明記されたものでない以上、その判断に一定の合理性が認められることから、本事案での判断としては妥当性の範囲内であったと考えざるを得ない²²。

4. おわりに

本件は、海外旅行保険金の不正取得を企図して、BおよびCがAを契約者・被保険者として、海外旅行保険を締結し、Aを溺死させ殺害した事案である可能性が高いものであるから、そもそも、このような契約は著しく公益及び信義誠実の原則に反するものであり、可能なかぎり免責に向けた対応をすべき事案であったと考えられる。

この点、第一審は、モラルリスク排除の観点から、免責としたものと考えられるが、控訴審は、究極のところ、控訴人(Aの相続人である両親)にAの殺害に関わる共謀等のモラルリスク性が認められないことで、有責判断に至ったものであろう。

本件は、新聞報道によれば、現地では事故扱いとされており、日本の警察の動きが認められないようであるが、この種事案では、必ずしも刑事事件で

²⁰ そもそも、実質的に保険加入者はCであり、 X_1X_2 の長女の配偶者であるBと共謀してAを殺害しており、保険金受領の見込みが高いからこそ、殺人まで行っていると考えられるものであり、本件において、モラルリスク事案であり、その排除の重要性を十分認識していれば、結論は変わったものと考えられる。

²¹ 小川・前掲注15・104頁参照。小川は、事案の解決としては結局、保険金受取人又は保険契約者が保険金を入手できることが公益や信義誠実の原則に反するかという裁判所の価値判断を重視するのであれば、「公益」の内容をより具体的に判示する必要があるとする。

²² 林・前掲注16・73頁参照。林は、「実質的保険金受取人の故意」について、約款に規定のない以上、免責主張自体失当としたこと、「B及びCによる被保険者殺害は相応の理由がある」としながら、両名が確実にお保険金を受領できる立場になかったとして免責を否定したことのいずれについても疑問が残る、としている。

の立件が十分行われるとは限らない²³。経験則においても、民事で詐欺罪に抵触すると考えられる事案において、当事者が刑事で立件される可能性は高いとは言い難い²⁴。

本件において、上告審が不受理のため、控訴審判決が確定し、保険会社は、合計1億円と遅延損害金の支払いを余儀なくされている。この保険金の一部が、結果的にBおよびCに渡る可能性も排除されないものであり²⁵、少なくとも一審判決時において、BおよびCに対する刑事告発等の措置は必須であろう。すなわち、BおよびCが殺人罪で立件されていれば、さすがに控訴人がBおよびCに保険金の一部を支払うことはないものと考えられる²⁶。

²³ https://www.nikkei.com/article/DGXNASFD2301B_T20C12A3CN8000/ 2012年3月24日付日本経済新聞によれば、「米サイパンで2006年、海水浴中に水死した岐阜市の男性（当時22）に掛けられた1億円の海外旅行保険の支払いを東京海上日動火災保険が拒んだのは不当として、両親が支払いを求めた訴訟の控訴審判決が23日、名古屋高裁であった。渡辺修明裁判長は、「保険金目的の殺人と推認できる」として請求を棄却した一審・岐阜地裁判決を取り消し、同社に1億円の支払いを命じた。一審判決は出発前に保険金を1億円に変更した点を不自然と指摘。「元義兄らに故意に濡れさせられたと推認できる」として支払いを認めず、刑事事件で立件されていない事案について犯罪の可能性を指摘した。判決理由で渡辺裁判長は「保険会社が事件の可能性を主張するのは相応の理由がある」としつつも、「保険の契約者は形式的にも実質的にも男性。契約を無効と認めることは難しい」と述べた。判決によると、男性は06年6月25日、1億円の旅行保険に加入。27日、旅行先のサイパンで海水浴中に行方不明になり水死体で見つかった。現地警察は事故死と判断したが、東京海上日動火災保険は不自然な点があるとして支払いを拒否した。両親の代理人弁護士は「殺人でない」と明確に判断しなかったのは残念だが、一審判決の誤りが認められた」と評価。同社は「判決内容を精査し、対応を検討する」としている」としている。

²⁴ この点、保険会社は個社のみならず、各地の暴対協を通じた警察との連携強化は不可欠であると考えられる。

²⁵ 林・前掲注16・73頁参照。林は私見として、Bの妻を介した控訴人とB家の経済的一体性を認めることに違和感がないとしつつ、本件判決後も受領した保険金がBに流れるような状況を果たして控訴人自ら創出し続けたかどうか明らかでなく、結局、経済的一体性といってもその程度の弱い関係でしかないとの評価もあり得る、としている。

²⁶ 日経新聞・前掲注23によれば、両親の代理人弁護士は「殺人でない」と明確に判断しなかったのは残念だが、一審判決の誤りが認められた」とのメッセージをだしているが、控訴審判決では、被控訴人のB及びC兩名による故殺の主張に対し、「そのように断定

もつとも、本件のように保険契約に深く関与した者が故意に保険事故を惹起させた場合、保険金の支払いが行われること自体、著しい公益及び信義誠実の原則に反するものであり²⁷、それが約款に明記されていないことで有責とするのであれば、契約関与者の故意を免責とすること²⁸や同者に対する求償権の行使を放棄しないと約款改正を検討すべきなのではないか、と考えられる。

(筆者は鹿兒島国際大学経済学部准教授)

できるか否かは、ひとまず置くとしても、相応の理由があるということでは可能」としている。

²⁷ 山下・前掲注13・379頁参照。山下は、竹濱・前掲注8を引用し、法定の故意免責が故意に生じさせた保険事故によって保険給付を得て利得することが公益に反するという趣旨を含むものとするれば、保険金取得の経済的利益を被保険者自身と同様に実質的に得るような立場にある者については、その故意は被保険者の故意と評価してよいと考える、としている。

²⁸ 林・前掲注16・73頁参照。林は、事故招致者が保険の利益に与ることはいかなる場合でも許されないという立場は堅持すべきであって、そうであれば、約款上、第三者の範囲を無制限に拡大しない要件を設定しつつ、保険金受取人と実質的に同視できる立場にある者についての免責を明確化・具体化することも考えられる、としている。